

6月12(金)ザ ロイヤルクラシック姫路にて、会計事務所向けマイナンバー制度研修会が開催されました。システム委員会の犬賀善治先生に講師を務めていただき、会計事務所が直面する実務面での影響やマイナンバーをどのように取り扱うべきか管理面での課題と対策が明確になりました。TKC会員・職員様120名、未入会事務所4名が参加され大盛況の内に終了いたしました。

1. マイナンバー制度導入の経緯と税理士業務への影響

マイナンバーの利用は、現在のところ社会保障と税、災害対策の3つに限定をされています。そのうち一般の民間企業が関係するのは通常、**社会保障分野と税分野**に限定されます。会計事務所は取り扱う個人番号の規模に関わらず、**個人番号関係事務実施者**となります。個人番号関係事務実施者は、個人番号の利用・提供・収集・保管・安全管理措置等様々な責務・制限が課せられます。特に「**安全管理措置**」への対応は、**システムの導入・事務所内の教育・体制整備**が必要です。マイナンバー通知・利用開始に備えて早めの対策を講じましょう。



犬賀 善治先生

2. 会計事務所がすべきことは何か

1. 会計事務所での**特定個人情報の取扱範囲の明確化**
2. 特定個人情報の取扱いに関する**基本方針・取扱規程の策定**
3. **組織的**安全管理措置（組織体制の整備・取扱規程等に基づく運用）
4. **人的**安全管理措置（事務所職員への周知・教育）
5. **物理的**安全管理措置（特定個人情報等を取扱う区域の管理）
6. 関与先との業務委託契約書の見直し



「個人番号関係事務」とは!?

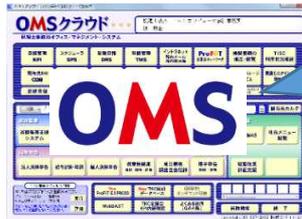
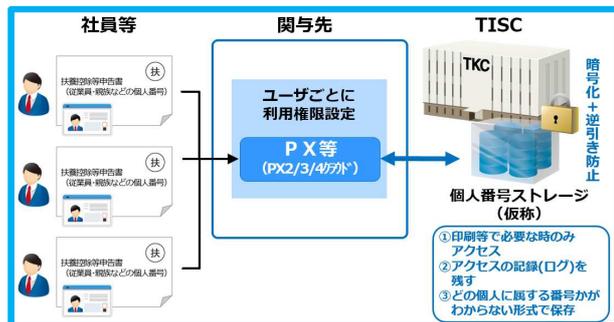
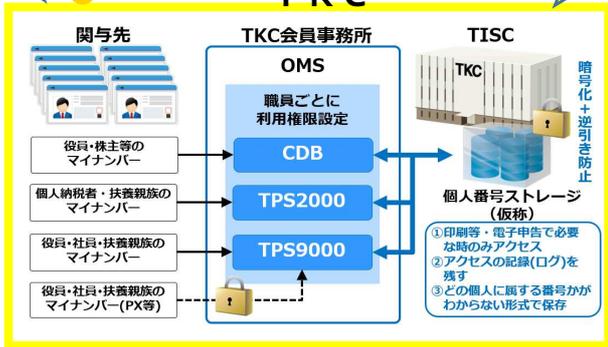
個人番号関係事務とは、個人番号利用事務を実施するために、納税者や企業等から行政機関等に対して、**マイナンバーを記載した書面を提出**してもらうことをいいます。

3. 関与先への情報提供について

マイナンバー制度の内容・どのような措置が必要なのかを関与先に理解して頂くことが重要です。関与先向けセミナーを実施し、全関与先へ案内を実施しましょう！

安心・安全な事務所環境を構築いたします！

TKC



会計事務所は OMSでより万全な所内体制を構築！



TKCのOMS(税理士オフィスマネジメントシステム)では個人番号をTISCに保管します。つまり、事務所にデータが存在しない状態を実現し、バックアップデータにも個人番号を含めません。よって、個人番号が散在しません！という環境をつくります。PCを持ち出し、盗難にあったとしても少なくともマイナンバーの漏洩事故にはなりません。一方、OMSがなければ、マイナンバーがPCやUSBメモリなどに散在してしまい、データ管理が困難となります！！



関与先企業は PXの推進をはじめ新規自計化推進を！



【今後の予定】7月-9月：関与先向け「マイナンバー制度」対応セミナー（事務所主催）開催を支援します！！